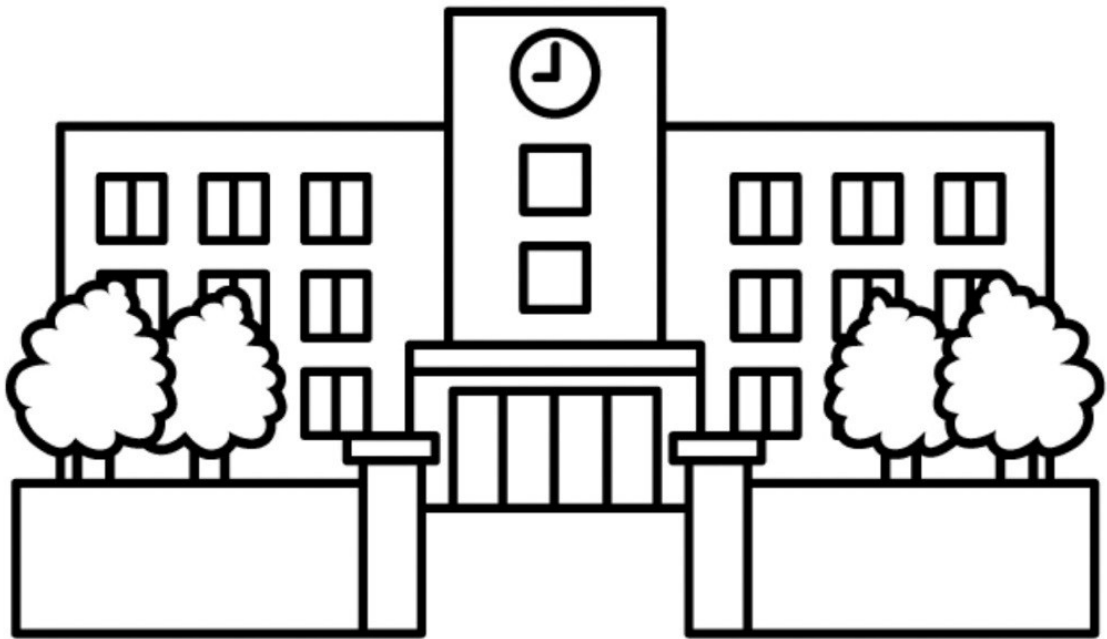


# P T A 規 約



枚方市立津田南小学校

# 枚方市立津田南小学校 P T A 規約

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名称及び所在地)

本会は、大阪府枚方市立津田南小学校 P T A と称し、事務局を枚方市立津田南小学校内におきます。

### 第 2 条 (目 的)

本会は、教育基本法・児童憲章の精神に基づき、学校・家庭及び地域社会における児童の福祉の増進と人格形成をはかり、あわせて、会員相互の親睦と研修をはかることを目的とします。

### 第 3 条 (活動方針)

本会は、前条の目的を達成するため、次の方針に従って行動します。

1. 教育を本旨とする民主的団体として活動します。
2. 第 2 条の目的を達成するために必要な諸活動を、独自に、あるいは他団体や関係機関と協力して行います。
3. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行いません。
4. 本会又は本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しません。
5. 学校の人事その他管理には干渉しません。

### 第 4 条

本会は、枚方市・大阪府・日本各 P T A 連絡協議会に加盟します。

## 第 2 章 会 員

### 第 5 条 (会員資格)

本会の会員は次の通りです。

1. 本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる人
2. 本校に在籍する教職員

### 第 6 条 (権利及び義務)

会員は、すべて平等の権利を有し、義務を負います。

## 第 3 章 役 員

### 第 7 条 (役 員)

本会の役員は次の通りです。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
書 記	2 名
会 計	2 名
会計監査	2 名

### 第 8 条 (任 期)

1. 役員任期は、1 ヶ年とします。ただし、再選はさしつかえありません。
2. 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格します。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とします。
3. 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会が欠員を補充します。

#### 第9条（役員の承認）

役員は、3月の総会で承認されます。

#### 第10条（役員の任務）

役員の任務は、次の通りです

1. 会長は本会の代表者であり、総会及び委員会を招集しかつ会務一切を総括します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときにはその職務を代行します。
3. 書記は、本会に関する記録・通信・書類作成等の事務を担当します。
4. 会計は、本会に関する一切の会計事務を担当します。
5. 会計監査は、本会の経理を監査します。年1回期日を定めて監査し、年度末総会で報告します。ただし、総会が監査を要求したとき、又は運営委員会において監査の必要を認めるときは、臨時監査を行います。

### 第4章 総 会

#### 第11条（総 会）

1. 総会は、本会の最高議決機関で、原則として年2回開きます。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができます。（書面決議による開催もできるものとする）
2. 総会は、会長が招集します。
3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、又は、会員の3分の1以上の要求があるとき、会長が招集します。
4. 総会は、次の事項を議決します。  
イ) 役員承認      ロ) 規約改正      ハ) 事業計画及び予算の決定  
ニ) 事業報告及び決算承認      ホ) 顧問推薦      ヘ) その他重要事項
5. 総会は、会員の3分の1以上の出席または表決書の提出をもって成立します。ただし、出席できない会員は委任状を提出してこれに代えることができます。
6. 総会の議決は、出席者または表決書の提出者の過半数の賛成によります。ただし、規約改正については、第8章で別途定めます。

### 第5章 運営委員会

#### 第12条

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、役員会が必要と認めるとき、又は、運営委員の3分の1以上の要請があったとき、会長が招集します。
2. 運営委員会は、役員・常任委員長・副委員長・校長・教頭及び書記補・会計補の教職員（常任委員長・副委員長が選任されるまでの期間は役員及び教職員）によって構成し、議決した事項は総会に対して責任を負います。
3. 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席委員の3分の2以上の賛成によります。

#### 第13条

運営委員会は、次の事項を議決します。

1. 常任委員会・特別委員会によって立案された事業計画
2. 総会に提出する議案
3. 臨時総会の開催
4. 当面の活動方針
5. 規約改正の原案策定
6. 諸規定・細則の制定・改廃
7. 立候補者が定数に満たない役員の候補者選定
8. 役員に欠員が生じた場合の補充

9. 特別委員会の設定
10. 総会の議決によって委任された事項
11. 総会における決算承認以降予算決定までの間の事業の執行
12. その他必要な事項

## 第6章 役員会・常任委員会及び特別委員会

### 第14条（役員会）

役員会は、本会の役員及び校長・教頭をもって構成し、会長がこれを招集し、緊急事項の処理等会運営上必要と認める事項について審議決定し、決定した事項は運営委員会に対して責任を負います。

### 第15条（常任委員会）

本会の活動に必要な事項について企画・立案するため、次の通り常任委員会を設置します。ただし、活動については運営委員会の承認を得なければなりません。

1. 学年委員会  
児童の属する学年の担任、会員相互の連絡協力をはかり、児童の福祉増進、環境の整備、学年活動の活性化に努めます。
2. 広報委員会  
会員に対し、PTA会報を発行するなど必要な広報活動を行い、PTA活動に対する理解を深め、協力が得られるように努めます。
3. 教養委員会  
会員に対し、文化的教養、保健衛生に関する意識を高め、体力の維持増進と健康管理に努めます。
4. 給食委員会  
会員に対し、給食への関心を高めるとともに、学校の給食施設の改善に努めます。
5. 生活指導委員会  
地区児童の郊外生活の指導・助言のため、学校と協力し、活動します。

### 第16条

各常任委員会の委員長及び副委員長は、各常任委員会の委員の互選により選出します。

### 第17条

各常任委員・常任委員長は、役員会の同意を得て会長がそれぞれ委嘱します。

### 第18条（特別委員会）

特定の目的を遂行するため、運営委員会の承認を得て特別委員会を設けることができ、任務の終了とともに解散します。

## 第7章 会 計

### 第19条

1. 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入をこれにあてます。
2. 本会の会費は、一世帯月額 200円とします。
3. 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われます。
4. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第8章 規約改正

### 第20条（改正）

1. 本規約の改正は、総会の議決を必要とします。ただし、改正案は少なくとも7日前に会員に書面により通知しておかねばなりません。

2. 本規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができません。

## 第9章 附 則

### 第21条

1. 役員及び常任委員の選出、慶弔、地区名並びに個人情報の取扱いに関する事項その他本規約の施行に必要な事項については、諸規定または細則で定めます。
2. 諸規定または細則の制定・改廃は、運営員会で行い、事後において総会に報告するものとします。

### 第22条

本規約は、平成10年4月1日から施行します。

### <改正履歴>

(第5章 第12条 第2項)	平成20年5月25日	改正
(第3章 第8条 第2項)	平成22年3月13日	削除
(第3章 第9条)	平成22年3月13日	改正
(第4章 第11条 第4項)	平成22年3月13日	改正
(第3章 第7条)	平成25年3月9日	改正
(第6章 第15条 第6項)	平成27年2月7日	改正
(第6章 第15条 第6項)	平成28年3月1日	改正
(第3章 第7条)	令和元年5月19日	改正
(第5章 第12条 第2項)	令和5年3月13日	改正
(第5章 第13条)	令和5年3月13日	改正
(第6章 第15条 第1項)	令和5年3月13日	改正
(第9章 第21条)	令和5年3月13日	削除
(第9章 第22条)	令和5年3月13日	改正
(第4章 第11条 第1項)	令和6年3月9日	改正
(第4章 第11条 第5項)	令和6年3月9日	改正
(第4章 第11条 第6項)	令和6年3月9日	改正

## 《 細 則 》

### 第1章 役員・選挙管理委員の選出

#### 第1条（役員を選出）

役員は、正会員中より選出し、その選出方法は次の通りとします。

1. ①自ら立候補する者  
②本人の承諾の上、推薦された者
2. 役員経験者は、その家庭の子すべてにおいて委員を経験したとみなし、以後の役員・委員選出については永久に免除することができます。ただし、立候補・再選は妨げません。

#### 第2条（選挙管理委員の選出、及び任務）

役員選出のため、選挙管理委員会を設けます。

1. 選挙管理委員として、正会員中より必要数を常任委員選出と同時に選出し、全会員に告示します。
2. 選挙管理委員会は、次年度役員選出の為公示を行い、期間を設け立候補と推薦を受け付けます。その期間は1週間とします。
3. 定数以上の立候補者のある役員については、候補者名を告示し、3月の総会時に選挙します。
4. 定数の立候補者のある役員については、3月の総会時に承認を得ます。
5. 立候補者が定数に満たない役員については、推薦等を参考に定数を充足するよう選挙管理委員において候補者を選出し、3月の総会時に承認を得ます。
6. 役員の候補者を、少なくとも3月の総会の1週間前までに告示しておかなければなりません。
7. その他、役員選出に関する一切の事務を行います。

#### 第3条（選挙管理委員会の任期）

選挙管理委員会の任期は、発足より3月総会終了までとします。

### 第2章 常任委員の選出

#### 第4条

常任委員は、次の通り選出します。

1. 学年委員は、会員の互選により、学年ごとに必要数選出します。
2. 広報・教養・給食の各委員は、会員の互選により必要数選出し、低学年（1・2年）、中学年（3・4年）、高学年（5・6年）単位で所属する委員会を決めます。
3. 生活指導委員は、各地区に若干名選出します。
4. 各委員会の委員長・副委員長経験者は、その家庭の子すべてにおいて、委員長・副委員長を免除することができます。ただし、立候補・再選は妨げません。

### 第3章 顧問

#### 第5条

次の各号に該当する者のうちから、総会の承認を得て顧問を置くことができます。

1. 本会に多大な貢献をした者
2. その他運営委員会において適当と認める者

#### 第6条

顧問は、本会の運営を円滑にするため、必要に応じて助言します。

## 第4章 附 則

### 第7条

この細則は、運営委員会において、津田南小学校PTA規約第12条3項及び第21条3項に基づいて、改正することができ、改正後、総会に報告するものとします。

#### <改正履歴>

(細則 第1章)	平成22年3月13日	改正
(細則 第1章)	令和5年3月13日	改正
(細則 第2章)	令和5年3月13日	改正
(細則 第4章)	令和5年3月13日	改正

## 津田南小学校PTA慶弔規定

平成10年4月1日改正

項 目		内 容	
慶 の 場 合	近隣校の記念式典等 への参列	5,000円	
弔 の 場 合	児童死亡の時	10,000円 及び供花料	通夜及び会葬に運営委員の中から 適時参列
	会員、職員及び校医 死亡の時	5,000円 及び供花料	
慰 の 場 合	児童が災害などに かかった時	一世帯 5,000円	見舞金 (ただし、災害の判断は会長に一任)
	会員及び職員が災害 などにかかった時	5,000円	
その他		項目にない事態、その他他校との均衡を必要とする場合は、運営委員会にはかり決定する。ただし、緊急を要す場合は、会長の判断に一任する。	



# 個人情報の取扱い

令和5年3月13日制定

1. 本会は、事業遂行において、津田南小学校に在籍する児童及び保護者（以下「本人等」といいます）の氏名、連絡先及び写真等の個人情報を取得することがあります。
2. 本会は、個人情報の取得は適正に行い、取得した個人情報は、末尾に記載した利用目的の達成の為に必要な範囲でのみ取り扱います。
3. 本会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失及び棄損に対し、細心の注意を払います。
3. 本会は、取得した個人情報に対して、その取り扱いにおける本人等からのご意見・ご相談には、適切かつ迅速に対応します。
4. 本会は、個人情報保護に関する法令、政令、条例、国が定める指針、その他の規範に則り活動します。
5. 本会は、上記方針を役員及び各委員に周知し、周知事項が守られるよう、必要な措置を講じます。

(個人情報の利用目的)

- (1) P T A会費、共済掛金等の集金業務、管理業務
- (2) 文書の送付ないし配布
- (3) 会員の慶弔・慰労・見舞
- (4) 総会・運営委員会・常任委員会その他の委員会活動で発行、配布する資料の作成
- (5) 役員・運営委員・常任委員・会員等の名簿の作成
- (6) 委員選出及び役員等の選考活動や役員及び委員間の連絡、その他のP T A活動
- (7) 各委員が発行する広報誌への写真や名前の掲載

## 地区名表

令和6年4月現在

地区名	住所（町名・番地）
野村	春日北町1～3・5丁目 春日野1・2丁目 野村元町 野村南町
田中西	津田西町2丁目1～20番地 津田西町3丁目1～14、16、17番地
駅東	津田駅前2丁目
駅西	津田駅前1丁目 津田西町3丁目15～22番地（16、17番地除く）
津田山手A	津田山手1丁目3～56番地（リーデンス除く）
津田山手B	津田山手1丁目1番地（津田山手住宅のみ）
リーデンス	リーデンス
津田南A	津田南町1丁目 津田南町2丁目1～9番地
津田南B	津田南町2丁目（1～9番地を除く）
春日団地	春日団地
春日東園	春日東町1～2丁目（春日団地除く）
春日北	春日北町4丁目 春日元町1丁目27～30、32～41番地
春日南	春日元町2丁目23～30、34～37、43、44、48、49番地
春日中	春日元町2丁目1～22、31～33、38、39番地
春日西	春日西町1～4丁目 春日元町1丁目1～26、31番地